

よろしく
お願いします。

こんにちは!美郷のミズモです!
今回は固定資産税について町税務課の人に聞いてみたいと思うよ!
またミズモの勉強に付き合ってもらえたらうれしいなあ。
それではよろしくお祈りしめず!



固定資産税ってどんな税金なの?

A¹

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している方に課される税金です。



固定資産税の税額ってどうやって決まるの?

A²

「課税標準額 × 税率(1.4%) = 税額」となります。



固定資産税の課税標準額ってなんですか?

A³

課税標準額とは、税額を算出する上で基礎となる額のことです。原則として固定資産課税台帳に登録された評価額が課税標準額となります。

ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定されます。



土地や家屋を所有しているのに、固定資産税が課税されていない人がいるのはどうして?

A⁴

美郷町内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が右の金額(免税点)

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

ズモと学ぼう

産税～

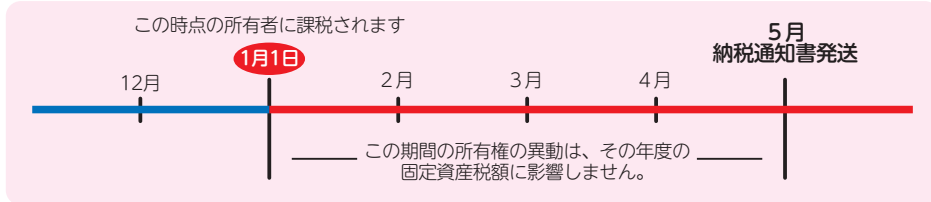
課 ☎0187(84)4902



平成27年3月に土地を売却して、3月末までに所有権登記も完了したのに、今年度の税金が課税されているって言うた人がいたんだけど、どうして？



固定資産税は、1月1日時点の所有者の方に課税されます。そのため、平成27年3月末までに所有権移転登記が完了しても、平成27年1月1日時点で所有者であったため、平成27年度の固定資産税が課税されます。



固定資産税の納付期限はどうなっているの？



原則として、年4回の納期で納めて頂きます。納付には口座振替が便利です。

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
納付期限	5月末日	7月末日	9月末日	11月末日

(納付期限が土、日、祝日であった場合は翌平日が納付期限となります。)



家屋を全部もしくは一部解体した場合、何か届出が必要なの？



必要です。登記されている家屋の場合は、法務局で登記の手続きを行ってください。未登記の家屋の場合は、役場へ「家屋異動届」を提出してください。



自分の名前と、亡くなった父の名前の両方が記載された納税通知書が届くという人がいるんだけど、どうして？



その固定資産の名義が、亡くなられた父名義となっているためです。名義変更の手続きについてですが、土地については、法務局で所有権移転登記の手続きをしてください。登記されている家屋については、土地と同様に法務局で所有権移転登記の手続きを行ってください。未登記の家屋は、役場へ「家屋異動届」を提出してください。

色々教えてくれてありがとう！
次回は11月号で「町県民税」のことを聞いちゃおうかな！



第3回 三町税を

～固定資

問い合わせ●町税務